

○上野原市物品調達等条件付一般競争入札実施要綱

平成22年3月29日

告示第17号

(趣旨)

第1条 この告示は、業務委託、物品の購入及び物品の借入れ（以下「物品調達等」という。）の発注を地域要件等の条件を付した一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）の実施に関し、法令等に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 条件付一般競争入札の対象となる案件（以下「対象案件」という。）は、予定価格が1,000万円以上の物品調達等とする。ただし、特殊性、専門性その他条件付一般競争入札によることが適さない場合又は市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(入札参加資格)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により定める条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 本市における指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は

民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。 ) 。

(5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。

(7) 入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

(8) 同一人が代表者（受任者を含む。）となっている法人等が、同一入札に同時に参加しようとするものでないこと。

(9) 本業務の履行能力があること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、対象案件ごとに必要な入札参加資格を定めることができる。

3 前項の資格を定めるときは、上野原市建設工事等指名業者選考会議（以下「選考会議」という。）に諮り、定めるものとする。

（入札の公告）

第4条 政令第167条の6第1項及び上野原市財務規則（平成17年上野原市規則第52号。以下「財務規則」という。）第177条第1項の規定による入札の公告（以下「公告」という。）は、市のホームページへの掲載及び契約担当課にて閲覧に供するものとする。

（入札参加申請）

第5条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希

望者」という。)は、入札公告の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、条件付一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、申請書の提出期限を短縮し、又は延長することができる。

2 市長は、対象案件の規模、内容等により実績事項が必要と認められる場合には、業務請負(物品納入)実績調書及び市長が必要と認める書類(以下「添付書類」という。)を申請書に添えて提出させることができる。

3 前2項の申請に係る費用は、入札参加希望者の負担とし、提出された書類等は、返却、公表及び無断での他の用途への使用は行わないものとする。

(仕様書等の周知)

第6条 市長は、入札参加希望者に対して、対象案件に係る仕様書等を複写その他の方法により周知を図るものとする。

2 入札参加希望者は、仕様書等について疑義があるときは、市長に対して説明を求めることができる。この場合において、質問しようとする者は、質問書をファクシミリ等により提出するものとする。

3 前項の質問があったときは、その質問及び回答を入札執行日の前日までに市のホームページに掲載し、閲覧に供するものとする。

(入札参加資格の確認)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請書の提出があったときは、入札参加資格の有無について確認を行い、入札参加資格を有しないと認めた者については、条件付一般競争入札参加資格不適合通知書により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して

3日（休日を除く。）以内にその理由について説明要請書により説明を求めることができる。この場合において市長は当該書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

（現場説明）

第8条 対象案件については、現場説明は実施しないものとする。ただし、対象案件の内容等により、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（入札の方法）

第9条 入札の方法は、入札公告に示すとおりとする。

（入札回数等）

第10条 入札執行回数は原則として1回とし、落札者がいないときは、入札は取りやめるものとする。

（入札の無効）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とするものとする。

- （1） 申請書又は添付資料において虚偽記載があった者のした入札
- （2） 入札参加資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- （3） 記名及び押印を欠く入札
- （4） 入札金額を訂正した入札
- （5） 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- （6） 明らかに連合によると認められる入札
- （7） その他市長が別に定める要件に該当する入札

(入札結果の公表)

第12条 市長は、条件付一般競争入札を実施したときは、その入札結果を公表するものとする。

(異議申立て)

第13条 入札参加者は、開札後、仕様書等の不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。